⑸　その他
①　本業務は、提出された参加表明書、技術提案書及び見積書（以下「参加表明書等」という。）を審査した結果、技術提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）の対象業務である。
②　本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては４⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。
③　技術提案書は、持参により提出すること。
④　その他については、電子入札留意事項によることとする。

２　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における平成29・30年度競争参加資格の「橋梁設計」の認定を受けている者であること。
⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項１⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。
①　資本関係
以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
イ　親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
ロ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
②　人的関係
以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
イ　一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
ロ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合
【役員の定義】
⑴　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
⑵　取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
⑶　委員会設置会社における執行役又は代表執行役
【管財人の定義】
会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人
③　その他見積りの適正さが阻害されると認められる関係
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
⑷　業務実施上の条件
①　法人に必要とされる業務の実績
当該業務に参加希望する法人は、平成20年度以降に都市高速道路又は高速自動車国道における鋼橋の疲労損傷に関する詳細調査業務及びコンクリート橋の健全度評価業務に関して完了した実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社（民営化前を含む。以下②において同じ。）が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。
②　予定管理技術者に必要とされる要件
イ　技術資格
技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）を有する者とする。
なお、外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。
ロ　業務実績
平成20年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。
同種業務：都市高速道路又は高速自動車国道における鋼橋の疲労損傷に関する詳細調査業務
類似業務：上記以外の道路における鋼橋の疲労損傷に関する詳細調査業務
ハ　手持ち業務量
平成30年４月27日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者及び担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が４億円未満かつ件数が10件未満であること。

３　技術提案書の評価基準
⑴　技術提案書による評価
①　予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
②　予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類似業務の実績
③　予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
④　予定管理技術者及び予定担当技術者の公的機関からの表彰経験
⑵　配置予定技術者からのヒアリングによる評価
①　ヒアリング対象者
イ　予定管理技術者
②　評価項目
イ　専門技術力の確認
ロ　業務への取組姿勢
ハ　質問に対する応答性

４　手続等
⑴　担当部局
首都高速道路株式会社　神奈川管理局　総務・経理課　〒221―0044 神奈川県横浜市神奈川区東神奈川１－３－４　ＴＥＬ：045―451―7910
⑵　現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法
①　交付期間：平成30年４月６日（金）から平成30年４月20日（金）15時まで
②　方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（ＣＤ－Ｒ等の配布）により無償で交付するので、上記⑴の担当課まで申し出ること。
・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
http://www.shutoko.co.jp/business/bid
③　交付資料のダウンロード操作手順
上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先ＵＲＬ及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。
⑶　参加表明書の受領期限、提出場所及び提出方法
①　電子入札システムによる場合
参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）
・受付期間：平成30年４月６日（金）10時00分から平成30年４月20日（金）16時00分まで
参加資格確認資料（様式１～５）（書面を持参すること。）
・受付期間：平成30年４月６日（金）から平成30年４月20日（金）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。
・受付場所：上記４⑴に同じ。